

元禄期旗本知行所の年貢

—武州入間郡赤尾村大久保氏の事例—

重田正夫

はじめに

- 一 赤尾村と旗本大久保氏
- 二 元禄期の赤尾村
- 三 年貢収取の特色
- 四 年貢納入の実態
 - (1) 年貢米の前売り
 - (2) 借用金方式
 - (3) 預り米方式
 - (4) 前金壳渡し方式
- 五 諸負担
 - (1) 小物成・現物納
 - (2) 夫役・夫錢
 - (3) 御用金・調達金
 - (4) 種借・旗本貸付金
- 六 年貢収取と旗本財政の逼迫まとめにかえて

はじめに

本稿は、昨年度整理を完了し、目録を刊行した入間郡赤尾村林家文書を素材として、元禄期を中心とする旗本知行所の年貢収取の一事例を紹介しようとするものである。

林家文書は総点数一万点を超える膨大なもので、本稿の対象となりうる時期の年貢関連文書が、約一五〇点程ふくまれている。しかしそのほとんどは請取などの一紙証文なので、記述にあたってはそれらをできるだけ類型化し、一つひとつの文書がもつ役割を読みとり、元禄期の一旗本知行所の年貢収取の実態をできる限り精細に究明しようとした。

一 赤尾村と旗本大久保氏

本稿で対象とする赤尾村は、入間郡東北部に位置し、現在は坂戸市大字赤尾となっている。村の北方で、都幾川と越辺川とが合流し、そのまま村の東側に沿って南下しており、越辺川左岸の水害に見舞

われやすい低地帯である。

当村の開発の歴史は古く、すでに鎌倉時代の承元四年(一一二〇)の小代行平譲状に「みなみあかをのむら」という記載がみられる。

近世に入つてからの支配の変遷は、徳川家康の関東入国直後は幕府直轄領であったようであるが、寛永一二年(一六三五)八月一二日に、村高のうち七四九石余が旗本大久保勘三郎忠良に与えられた。⁽²⁾残り

一七七石余はしばらく幕府直轄領のままであったが、寛永一六年に松平信綱が川越に入城するとその増分とされ、以後旗本大久保氏と川越藩との相給支配となつた。その後元禄一年(一六九八)に、大久保氏知行分も川越藩柳沢吉保の領分に組入れられ、以後一村全体が川越藩の支配下におかれることになつた。本稿で紹介する年貢史料は、こうした過程のうち旗本大久保氏と川越藩の相給時代、しかも史料の残存状態から元禄期が中心となる。

さて、旗本大久保氏についてさらに詳しくみると、次のようなることがわかる。大久保氏は『新訂寛政重修諸家譜』によれば、赤尾村を宛行された忠良を祖とする。忠良は、三河譜代の大久保忠勝の五男で、慶長一年(一五九七)秀忠に拝謁し御小姓となり、武藏国多摩郡で一〇〇石の知行を与えられた。その後、先述したように寛永二年に武藏国入間郡のうちに一〇〇〇石を増加され、すべて一二〇〇石を知行した。忠良は、慶安三年(一六五〇)六月八日に七三歳で没し、多摩郡豊田村の善生寺に葬られた。ついで息子忠行が嗣ぐが、

慶安三年八月当時、わずか七歳であったという。忠行は、寛文三年

以上は『新訂寛政重修諸家譜』によって述べてきたのであるが、林家文書を整理していく過程で初代忠良と二代忠行の間に、忠恒、忠経なる人物が登場していることが判明した。それは、慶安二年(一六四九)分から元禄七年(一六九四)分まで、ほとんど完全に残されている年貢皆済状の差出人名としてである(後掲第四表参照)。すなわち、慶安二年正月に忠良、慶安三・四年に忠<口>(読解不能)、承応元・二年は忠恒、万治四年は忠<口>、寛文元~三年が忠経、そして寛文五年以降はすべて忠行となっているのである。いまみてきたのは年貢皆済状の署名の部分であるが、さらに印判をみるとやや複雑になる。というのは、寛文五年以前の忠良、忠恒、忠経の三種類の署名に捺された印判は、すべて印文「馨」という円印で、署名が変わつても印判は変化していないのである。さきにみた『新訂寛政重修諸家譜』によれば、署名が忠行となり印判も変わる寛文五年の前々年に、慶安三年に七歳で遺跡を嗣いだ大久保忠行は、二〇歳となり御書院番に登用されている。これ以前の忠恒、忠経(同一人物である可能性も高い)は、大久保氏一族の者で、幼い当主忠行の後見

第1表 大久保氏知行所一覧

村名(現市町村名)	村高	大久保氏知行高	支配関係(相給数)
多摩郡落川村(日野市)	石斗升合 419.7.5.0	石斗升合 88.0.0.0	代官(1), 旗本(3), 寺院(1)の5給
多摩郡豊田村(日野市)	341.5.3.0	341.5.3.0	一円知行
入間郡赤尾村(坂戸市)	926.9.7.2 外野錢永4貫文	749.0.0.2 外野錢永4貫文	大名(1), 旗本(1)の2給
計		1178.5.3.2 外野錢永4貫文	

(『武藏田園簿』より作成)

役的な役割をした人物ででもあるうか。

以上、大久保氏が赤尾村を支配した期間の歴代についてみてきたが、ついで知行所の構成をみておこう。『武藏田園簿』によれば、

大久保勘三郎知行所の分布は第一

表のとおりである。これでみると、

多摩郡落川、豊田両村(共に現日野市)と入間郡赤尾村の三ヵ村にまたがっていたことがわかる。こ

のうち豊田村は一円知行であるが、他は相給となっている。また、忠良が最初に拝領した多摩郡二〇〇石は、その一円性、さらには先述したように菩提寺善生寺の存在などから、豊田村であったと考えられる。このようなことから、知行高だけみると赤尾村が圧倒的に大きいが、大久保氏の在地支配の拠点は豊田村にあつたのではない

かと思われる。⁽⁴⁾ なお、『新訂寛政重修諸家譜』によれば、寛永一二二年に入間郡で一〇〇〇石の増加をうけたというが、『武藏田園簿』で見る限り、入間郡は赤尾村一村七四九石余だけである。しかもこれで、『武藏田園簿』の知行高合計は一一七八石余となり、『新訂寛政重修諸家譜』のいう一二〇〇石にほぼ匹敵する。つまりこの点に関しては、『新訂寛政重修諸家譜』の記述が不正確なのであろう。

二 元禄期の赤尾村

年貢に関する具体的な分析にはいる前に、本稿の主たる対象となる元禄期の赤尾村について概観を述べておこう。

当村は既述したごとく、寛永一二二年に旗本大久保氏知行と幕府直轄領に分給され、さらに幕府直轄領分は同一九年に川越藩領となり、元禄一年に旗本大久保氏の知行が廢止されるまで、相給村落であった。その割合は、村高九二六・九石余のうち大久保氏知行分が七四九石余と全村高の約八〇%を占めていた。年貢を問題とする本稿では、大久保氏の知行地がどのような田畠構成となっていたかを明らかにしなければならない。次頁の第二表は、大久保氏知行が上給となつた直前の元禄一年の田畠構成である。田畠合せて九〇町弱、そのうち田方が面積比にして七三%、石高では実に八二%を占める田勝ちの村であった。しかも上・中田の比率が高く、比較的生産力の高い村であった。この本田畠以外にも新畑六町五反八畝六歩、野が六町七反四畝一四歩あり、各々金納の年貢が定められていた。

第2表 元禄11年3月 赤尾村大久保氏知行分田畠構成表

地種	面積	石盛	分米	備考
上田	町反畝歩 20.5.0.19	12	石斗升合 246.0.7.6	
中田	23.9.6.20	10	239.6.6.7	
下田	21.0.8.23	8	168.7.0.1	
下々田	1.8.12	6	1.1.0.4	
(田合)	(65.7.4.14)		(655.5.4.8)	
上畠	2.8.5.23	8	22.8.6.1	
中畠	2.9.25	6	31.7.9.0	
下畠	20.4.5.22	4	81.8.2.9	
屋鋪	5.6.13	10	5.6.4.3	
(畠・屋鋪合)	(24.1.7.23)		(142.1.2.3)	
(総計)	(89.9.2.7)		797.6.7.1	内2斗6升3合7タ5才過
外畠				1反=付鑑350文
畠	5.5.0			1反=付鑑300文
畠	6.0.3.6			
(新畠合)	6.5.8.6			鑑合20貫25文
野	6.7.4.24 (以下略)			金8両

(林家文書 No. 163—3, 「武州入間郡赤尾村高反別指出シ帳」より作成, 「野」以下の項目は省略)

では、こうした大久保氏知行分における農民層の構成は、どのようなものであったのだろうか。第三表は、元禄五年(一六九二)の「赤尾村田畠高名帳」から集計したものである。この帳簿の記載上の特色は、全農民を一一組に分け、各組毎に記載していることである。各組構成員の数は三〜一二名とまちまちであるが、組毎の持高の合計はいずれも六六〜六九石の間におさまり、人為的に同規模の組を編成していたものと推測される。それは、村内最高の高持百姓である半三郎(林家)が、自分の属する半組以外にも三つの組に各一八石程宛の土地を所持し、その結果各組の合計持高が均一化していることに、端的に窺える。このように持高の均一化した組は、どのような機能を期待されていたのだろうか。他に史料がなく確定的なことはいえないが、恐らく年貢の負担・納入を確実にするために、その相互連帶組織として編成されたものであろう。⁽⁵⁾組毎の階層構成を子細に検討すると、文左衛門組、弥五兵衛組、弥次右衛門組などのように三〇石以上のとび抜けた大高持と一〇石以下層で構成される組(文左衛門組の一五〜一〇石層の一名は半三郎で、高はあるが実在はしない)、庄兵衛組、半組のように比較的大規模な少數の高持百姓によつて構成される組、さらには、そのほかの組のように最も高でも二五石以内で、しかも各階層にまんべんなく農民が分布する組とに分けられるようである。しかし、いずれのタイプの組においても、組内の階層差は第三表にみられるように大きく、均等な持高の組編成は、年貢納入を確実にするためにとられた一手段とみるとよい。

第3表 元禄5年赤尾村大久保氏知行分階層表

区分	組 文左衛門組	七右衛門組	庄兵衛組	弥五兵衛組	弥次右衛門組	半右衛門組	源右衛門組	六郎兵衛組	仁右衛門組	重右衛門組	半 組	計
50石以上												1
45石～50石	1		1									2
40石～45石												
35石～40石												
30石～35石												
25石～30石												
20石～25石												
15石～20石	1(1)		1									4
10石～15石		2(1)		1(1)	1	1	1	1	1	2		10(3)
5石～10石	1		1	2	1	1	1	1	2	3		10
3石～5石	1		1	2	2	2	3	1	2	1		12
1石～3石	1	1	2	1	1	2	3(1)	1	2	1		12(1)
1石以下	2	2		2	5	1	2	2	1	1		12
												13
人 数 計	6(1)	7(1)	3(1)	7	6	12	10	9(1)	8	7	3	78(4)
石 高 計	石 68.19871	石 68.28084	石 68.41700	石 68.30094	石 68.21060	石 68.26359	石 68.33538	石 68.30453	石 69.12960	石 68.44112	石 66.22223	石 750.10454
平均石高	石 11.36645	石 9.75440	石 22.80566	石 9.75277	石 11.36843	石 5.68863	石 6.83353	石 7.58939	石 8.64120	石 9.77750	石 22.07407	石 9.61672

注 1) 林家文書 No.540 元禄5年「赤尾村田島高名帳」より作成

2) 人數で()書したものは他組でも名譜したもので、その内訳は次のとおりである。

○ 半組の半三郎は自分組 31.78500 のほかに文左衛門組、七右衛門組で各 18.00000、庄兵衛組で 18.82827 を所持し、都合 86.61327 となる。ただし、上表右端の計では分割されたままであるため表わされていない。

○ 源右衛門組の角右衛門は自分組で 6.62000 のほかに六郎兵衛組で 3.85600 を所持し、都合 10.476 となる。

とができる。

全体の階層構成をみると、半組に所属する名主林半三郎が四組に都合八六・六石余を所持し断然他を引離しており、文左衛門組で四〇石余を所持する七之助も林家の分家であるため、村内における林一族の経済力は絶大なものであったことがわかる。このほか弥次右衛門、庄兵衛などの四〇石層、弥五兵衛の三〇石層など大高持百姓が存在した。さらに、一〇～一〇石層は一七名(半三郎の重複分を除く)、五～一〇石層は一二名で両者合せて二九名が一応の自立農民とみなされる。一方下層では、一～三石層に一二名、一石以下層が一三名、さらにつきこの表にはみえないが、元禄一一年の村明細帳では、一一軒の水呑が存在している。⁽⁷⁾

三 年貢収取の特色

年貢収取の状況をみると年貢割付状、皆済目録が基本的な史料となる。旗本大久保氏時代の赤尾村では、このいすれについても記述が非常に簡単であるが、またそこに特色があるものと思われる。以下、具体的に検討を加えていくことにしたい。

まず年貢割付状については、次のような形式が一般的なものであったようである。

〔史料一〕

(元禄二年)
五年請負之指紙
一巳ノ年

四ツ七分也

(元禄三年) 一午ノ年	五ツ也
(元禄四年) 一未ノ年	四ツ八分也
(元禄五年) 一申ノ年	四ツ九分也
(元禄六年) 一酉ノ年	四ツ七分也

右之通、百姓依望、五年請負申付者也
(姓)
(大久保)
忠行

元禄式年

巳ノ三月廿七日

赤尾村

名主半三郎方

大山源内^(印)

(林家文書No.五六二五)

これは、元禄二年(一六八九)三月に、当巳から元禄六酉年まで五カ年分の年貢を「百姓依望」、「請負申付」けたものである。差出者の大山源内は以下度々登場していく地頭用人で、その前行に書かれた忠行が大久保氏の当主の名前である。この割付状の形式的な特色は、次のような諸点にみられる。

①年貢額の算定方法が、田畠を合せた村高に対して五ツとか四ツ七分とかいう比率で決めるいわゆる厘取り方式をとっている。

②五年間という長期にわたって、あらかじめ百姓が年貢を請負つてしまっている。

③年貢額の決定が、いまだその年の作柄の決まらない春のうちにに行われている。

④年貢額の決定にあたっては、「百姓^(姓)依望」という文言からも推測されるように、百姓側の意向がかなり取入れられているようみえる。

⑤年貢率という面からみると、四ツ七分以上、平均では四ツ八分二厘とかなりの高額負担となっている。しかし、年貢率が具体的にどのような根拠^{II}算出基準によつて決められているかは未詳である。

なお、こうして一旦決められた年貢率も、その年の作柄によつて多少の加減をされることもあったようである。たとえばこの割付状の記載期間である元禄四年七月二九日には、当未年は四ツ八分に据置、翌五申年は四ツ九分から四ツ七分に引下げ、六酉年は四ツ七分から五ツへ引上げるよう命ぜられている(林家文書No.五七二五「赤尾村年貢請負之覚」)。さらに、元禄六年九月一八日には、「畑作不出来、其上去年も作違、宥免令加」ということで、一度五ツに引上げられた年貢率が再び四ツ六分に引下げられている(林家文書No.八八一四)。

こうした形式の割付状は、他には元禄一〇年七月二五日付で、向う三ヵ年分の年貢を定めたもの(林家文書No.五六二六「百姓請負之上差紙」)が残されているだけである。しかし、次に紹介する延宝三年(一六七五)の年貢減免差紙によれば、少なくともその当時から数年間にわたる百姓年貢請負制が実施されていたことがわかる。

〔史料二〕

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

延宝三年卯ノ年差紙 赤尾村

高七百九拾三石七斗壱升四合四夕三才

此取四ツ勘^(ママ)、口米右之勘定也

一新畠六町八畝步

壹反^ニ付三百文代

一八両

野金

一弐分

壹町畠之代

一七百文

北川畠年貢

一買下

年貢

一借シ金

本利共^ニ

一種借シ

利分

右赤尾村御年貢惣百姓^(姓)請負、依望^(延宝・三・四年)三^ニ年ならして四ツ六分宛^ニ請負申^シけ、尤其内世間一同之大水大風^ニ茂^リ不作仕^ハ、御檢見を以御指引可申請証文指上申^シ得共、當夏水出申^シて今度御訴訟申^シ付、尤世間一同之儀^ニ茂^リ無^之、右請負定^ニ付、其通^ニ御指置可被成處、蒐角之不及御穿儀、御宥免被遊檢見被遣、右請負之内六分御引被成、四ツ^ニ御取付之指紙被遣^ハ間、難有存御指紙之通惣百姓立合無高下勘定仕、霜月廿日前^ニ御年貢皆済可仕者也

延宝三年

卯ノ九月廿一日

赤尾村

阿久津助右衛門

秀仁^(花押)

名主 半三郎方

惣百性中

(林家文書No.五七二一六)

これによれば、延宝二～四年の三年間の年貢は、平均で四ツ六分に「依望」惣百姓が請負った。ところが延宝三年には水害があつたようで、百姓側は「世間一同之大水大風ニ茂当たり不作仕入ヘ、御検見を以御引可申」という請負条件をたてにとつて、減免の訴訟を行つた。旗本側の認識としては「世間一同之儀ニ茂無之」とされたが、結局は検見を実施し、六分引下げて四ツ取となつたことがわかる。また、文中旗本側が「請負定ニ付間、其通ニ御指置可被成処」といつている箇所も注目される。年貢率の決定は、旗本と惣百姓の合意のうえに行われているという考え方なのであろう。

以上のことから、旗本大久保氏時代の赤尾村の年貢賦課は、厘取り方式で、三～五年を単位とした惣百姓の請負いによるものであったことがわかる。⁽⁸⁾しかも一度定められた年貢率も、百姓の訴願によつて度々変更を余儀なくされていたようで、大久保氏の年貢收取権は必ずしも安定したものではなかつたといえよう。

さて、次に年貢皆済状の面から大久保氏時代の年貢收取の特色をみておこう。林家文書には、第四表にみられるように慶安から元禄期にかけての年貢皆済状が、ほぼ累年的に残されている。いずれも形態は小切紙で、記載内容は次のように

第4表 赤尾村年貢皆済状一覧

No.	文書年月日	皆済対象年	超過年数	発給者	宛名
1	慶安2丑正7	亥(正保4)	1	忠良	赤尾村図書
2	3寅閏10.17	丑(慶安2)	1	忠□	赤尾村図書
3	4卯10.17	寅(〃3)	1	忠□	赤尾村図書
4	承応元辰11.19	卯(〃4)	1	忠恒	赤尾村図書
5	2巳8.5	辰(承応元)	1	忠恒	赤尾村図書
6	万治4丑3.12	巳～亥7年分(承応2～万治2)	2～8	忠□	赤尾村図書
7	寛文元丑8.29	子(万治3)	1	忠経	赤尾村伝兵衛分
8	2寅極12	丑(寛文元)	1	忠経	赤尾村名主伝兵衛まいる
9	3卯霜7	寅(〃2)	1	忠経	赤尾村伝兵衛分
10	5巳8.15	卯(〃3)	2	忠行	赤尾村名主伝兵衛方
11	5巳8.15	辰(〃4)	1	忠行	赤尾村名主伝兵衛方
12	6午10.9	巳(〃5)	1	忠行	赤尾村名主伝兵衛
13	10戌8.13	午未申3年分(寛文6～8)	2～4	忠行	赤尾村名主伝兵衛方へ
14	11亥8.24	酉戌2年分(寛文9～10)	1～2	忠行	赤尾村名主半三郎、源兵衛
15	12子8.18	亥(寛文11)	1	忠行	赤尾村名主半三郎方へ
16	延宝2寅7.24	子丑2年分(寛文12、延宝元)	1～2	忠行	赤尾村名主半三郎方へ
17	4辰12.7	寅卯2年分(延宝2、3)	1～2	忠行	赤尾村名主半三郎方江
18	貞享2丑8.7	辰～子9年分(延宝4～貞享元)	1～10	忠行	半三郎方
19	元禄4未3.29	寅卯2年分(貞享3～4)	4～5	忠行	赤尾村名主半三郎方
20	元禄7戌8.23	巳～酉5年分(元禄2～6)	1～6	忠行	赤尾村名主半三郎方

注 1) 出典は林家文書各年皆済状である。

2) 超過年数は翌年3月に皆済するのを基準とし、それからの年数を概算した。

3) 廉長3年の年号を有するものも存在する(No.5741)が、旗本大久保氏知行以前のものなので省略した。

いたって簡単である。

〔史料三〕

正保四年赤尾村亥ノ年貢

田畠野錢^(開)平き畠共ニ、不残亥ノ年分^(割印)指済所也

慶安二年

丑ノ正月七日 忠良^印

赤尾村 図書

（林家文書No.五〇三三十一）

いま、第四表を用いて皆済状の特色をまとめるに、次のようになるであろう。

①各年度とも〔史料三〕にみられるように、具体的な納入額を明示せず、皆済されたという事実だけを示している。ただし、例外として慶安三年（一六五〇）のものがあり、それには米一二四九俵三斗七升七合三夕、金一二両、代物二七貫七一一文新畠野錢共）といふ具体的な数値がみられ、この当時の納入年貢額の總体を窺わせる貴重な史料となっている。

②年貢皆済状の発給年月日と皆済対象年との関係（即ち超過年数）をみると、万治四年（一六六一）を例外として、寛文六年（一六六六）まではほぼ一年遅れはあるが、毎年皆済状が出されていた。ところが、それ以降は数年分をまとめ一通の皆済状で処理することが一般化し、貞享二年（一六八五）八月七日付で出されたものなどは、実に九年分がまとめられている。これをそのままにうけどれ

ば、農民側での年貢納入が遅れていたことを意味するが、逆の面からみれば、旗本大久保氏側の年貢収取機構の弱体化、あるいは皆済状などの文書発給能力の低下ということをも意味しているよう。また、さきにみた数年間にわたる年貢請負制というのも考慮に入れなければならないであろう。

③年貢皆済状の宛名が、いずれも名主個人名で村落名でないことも大きな特色である。これはさきにみた赤尾村の階層構成で、名主半三郎が庄倒的な優位に立っていることからも首肯できるのであるが、こうした皆済状の書式は、旗本大久保氏が名主を通しての村落を把握したという状況を示していよう。なお、図書、伝兵衛、半三郎は、いずれも当時の林家の当主である。

このように、年貢皆済状の面からみても、大久保氏の赤尾村支配はかなり大難把なものであったことが推測されるのである。

四 年貢納入の実態

旗本大久保氏の支配した赤尾村の年貢について、割付状、皆済状をもとにその概略をみてきたのであるが、本項では具体的な史料の残る元禄期を中心に、より詳細な年貢納入の実態を究明し、その特色を見出していくことにしたい。

一般に旗本領の年貢は、本年貢以外にも様々な名目で負担が課せられ、また納入方法も複雑なものが多い。林家に残された元禄期の年貢関係史料は点数こそ多いが、ほとんど請取などの一紙証文で、

売り証文一覧

米 数	金 額	米 値	決済期日	利 子	備 考
(記載ナシ)	56両 2 分	其時々相場	来霜月	(記載ナシ)	No. 5724 阿久津は大久保勘三郎内、地頭大久保忠行裏書あり
228俵	(記載ナシ)	(記載ナシ)	来10月	(記載ナシ)	No. 5648 年貢取立次第川越迄付送り
270俵	(記載ナシ)	(記載ナシ)	未10月	(記載ナシ)	No. 2692 年貢取立次第川越迄付送り
90俵	20両	10両ニ付45俵	来申10月	(記載ナシ)	No. 5670
135俵	30両	10両ニ付45俵	申10月	(記載ナシ)	No. 2663 11月以降は10両ニ付46俵
450俵	元金100両	極月20日頃相場	酉霜月	金10両ニ付 8俵	No. 2691 御入用次第川越迄付送り
94俵 6 分	22両	10両ニ付43俵	来酉10月	(記載ナシ)	No. 2655
(86俵)	20両	10両ニ付43俵	来10月	(記載ナシ)	No. 2650 米ハ坂戸町迄出ス
450俵	元金100両	極月20日頃相場	来戌霜月	10両ニ付 8 俵	No. 2693 河越町ニ而急度相渡
450俵	(記載ナシ)	極月20日頃相場	来亥霜月	10両ニ付 8 俵	No. 5652 入用次第川越迄付送り
(86俵)	20両	10両ニ付43俵	亥霜月	(記載ナシ)	No. 2662 此方之馬ニ而御宿所迄付送り
(43俵)	10両	10両ニ付43俵	亥霜月	(記載ナシ)	No. 2654
450俵	元金100両	極月20日頃相場	子霜月	10両ニ付 8 俵	No. 2694 御入用次第川越迄付送り
34俵148合	8 両	10両ニ付43俵	子極月 10日前	(記載ナシ)	No. 5678 目的は御地頭為御用金
(86俵)	20両	10両ニ付43俵	来10月中	(記載ナシ)	No. 2647 金谷村迄出ス
86俵	20両	10両ニ付43俵	来子11月	(記載ナシ)	No. 2646 金谷村迄付岡ス

相互の関連性を把握することがむずかしい。そのため、以下の記述においてはできるだけ書式の似たものをグループ化し、それらの関連性のもとに当時を復元しようとしたが、随所に矛盾、不明な箇所ができてしまったことを、あらかじめお断りしておきたい。

(1) 年貢米の前売り

林家の年貢関係史料の中でもっとも特色のあるのは、年貢米(歳米)の売渡し証文であろう。この証文は、いまだ取立て以前の年貢米を担保として、川越、坂戸などの金主(恐らく穀商人)から金子を借用し、年貢米が名主の手に集められると、該当部分は領主の手に渡らず直接金主に返済されるような内容となっている。こうした性格の証文を、年代順にまとめたのが第五表である。この表をみていくと、年貢米の前売り証文にも文書の形式からみると、次の三つの種類があつたことがわかる。

(1) 借用金方式

この方式は、旗本大久保氏が村方の名主、組頭と連名して直接に年貢米を前売りするもので、具体的には延宝五年(一六七七)の次のような証文がある。

〔史料四〕

米之前金請取申手形之事
金子合五拾六両式分④ハ

江戸小判也

第5表 年 貢 米 前

No.	年月日	標題	文書発給者	買請人(金主)	口入(証人)
1	延宝5巳 4. 4	米之前金請取申手形之事	阿久津助右衛門外赤尾村名主組頭10名	水村甚左衛門	紫竹村庄太夫
2	元禄3午 3. 29	預り申米之事	名主半三郎外1名	松木平三郎	川越北町彦兵衛
3	元禄3午 極 25	預り申米之事	名主半三郎外1名	松木市兵衛	河越北町彦兵衛
4	元禄5申 2. 18	壳渡シ申申ノ藏米事	壳主半三郎外1名	高倉村勘左衛門, 長三郎	坂戸町藤左衛門力
5	元禄5申 4. 22	壳渡申ノ御藏之米	壳主半三郎外3名	川越北町彦左衛門	川越北町武太夫
6	元禄5申 極 22	預り申米之事	半三郎外1名	松木市兵衛	河越町平四郎
7	元禄5申 12. 24	壳渡シ申西ノ藏米之事	壳主半三郎外2名	高倉村勘左衛門, 長三郎	坂戸町藤左衛門
8	元禄6酉 2. 19	壳渡シ申藏米之事	壳主半三郎外1名	□村八郎左衛門	坂戸町勘右衛門
9	元禄6酉 極 22	預り申米之事	名主半三郎外6名	松木市兵衛	河越北町平四郎
10	元禄7戌 極 14	預り申米之事	半三郎外6名	松木市兵衛	川越北町平四郎
11	元禄8亥 2. 27	壳渡シ申藏米之事	壳主半三郎外3名	かな谷村小高勘助	高坂町七兵衛
12	元禄8亥 2. 28	壳渡シ申藏米之事	壳主半三郎外2名	坂戸町源右衛門	坂戸町勘右衛門
13	元禄8亥 極 9	預り置申米之事	半三郎外5名	松木市兵衛	川越北町平四郎
14	元禄8亥 極 20	壳渡シ申米之事	壳主半三郎外1名	高坂町福田伝兵衛	(記載ナシ)
15	元禄8亥 極 25	壳渡シ申藏米之事	壳主半三郎外4名	金谷村勘助, 七三郎	高坂町七兵衛
16	元禄8亥 極 28	壳渡シ申藏米之事	壳主半三郎外4名	かな谷村小高勘助, 同善八郎	高坂町七兵衛

注 1) 備考欄のNo.は、林家典拠文書番号である。 2) ()を付した記載は筆者が計算などで求めたものである。

右之金糙請取申所実正也、來ル霜月、知行所赤尾村藏米、其時々相場次第米數相渡シ可申、たとへ何様之儀出来レ共、少も相違申間敷レ、為其御地頭裏判被致レ、為後日仍如件

延宝五年巳ノ四月四日

〔大久保勘三郎内〕

阿久津助右衛門印

赤尾村名主半三郎印

水村甚左衛門殿

組頭次右衛門印

太郎兵衛印

角左衛門印

長左衛門印

八郎右衛門印

治兵衛印

喜右衛門印

八左衛門印

弥五兵衛印

喜右衛門印

紫竹村口入庄太夫印

〔表書〕
〔表書〕之通少も相違有間敷レ

〔大久保忠行印〕

〔林家文書No.五七二四〕

この証文入主の筆頭にある阿久津助右衛門は、「大久保勘三郎内」と異筆で注書がつけられているが、元禄期の史料では大久保氏の家老職として登場してくる。この証文が大久保氏の主体的な意志によつて出されたものであることは、当主大久保忠行の裏書があること

によつても確認できる。さらに赤尾村名主半三郎と次右衛門以下九名の組頭が連印し、最後にこの貸借の仲介人となつた紫竹村(現川島町)の庄太夫が名を連ねている。一方、借用の相手である水村甚左衛門は、川越城下喜多町の名主を勤めた有力町人と考えられる。すなわち、この証文は標題からも明らかのように、旗本大久保氏が知行地の農民(名主・組頭全員)と連署して、当年分の赤尾村の年貢米を抵当(前売り)に、金五六両二分を借りたものである。米の数量が記入されていないのは、来る霜月の米相場によつて決済されるとになつていたからであろう。これは、金子借用に重点を置いた証文といえ、今のところ一点しか確認されていない。

(b) 預り米方式

これは現存の史料では、元禄三年からみられるものである。はじめ第五表からもわかるように、米俵数、決済期日などだけを記したものであったが、元禄五年のものからは売買(史料上は「預金」)金額、米価、利子など詳しい条件が記されるようになつている。いま一例を掲げると次のとおりである。

〔史料五〕

預り申米之事

合米四百五拾俵者御藏発也

右之米、赤尾村御藏ニ預り置申所実正也、懸者大久保勘三郎君子入用ニ付、知行所之米払代金不残請取申け、何時成共其元米

御入用次第、川越迄附送リ相渡シ可申け、為後日仍而如件

元禄七年

戌ノ極月十四日

赤尾村

米預り主半三郎印

七之助印

同

源右衛門印

同

徳左衛門印

同

七右衛門印

同

平四郎印

川越北町
証人

松本市兵衛殿

同

弥五兵衛印

同

庄兵衛印

同

右者元金百両預り、米四百五拾俵之証文入置申け、利足之儀者、金拾両ニ付米八俵ツ、ニ相定申け、来ル亥ノ霜月中、右之金高ニ米急度相渡シ可申け、相場之儀者、極月廿日前後之相場ニ勘定可申け、為後日如件

元禄七年

赤尾村

戌ノ極月十四日

半三郎印

七之助印

源右衛門印

徳左衛門印

七右衛門印

庄兵衛印

弥五兵衛印

松本市兵衛殿

平四郎印

(林家文書No.五六五)

約束ニ而、前金壳渡シ申け、此米来ル十月中ニ払可被申け、
為後日如件

この証文は、二つの部分からなりたつてゐる。前半部分は、旗本

大久保氏の金子入用のために、松本市兵衛へ知行所赤尾村の藏米四

五〇俵を売払い代金を受取つたこと、そして「何時成共其元米御入

用次第、川越迄附リ相渡シ可申」ことを確約してゐる。この部分

でみる限り、米は松本市兵衛には渡されていないが、赤尾村の郷藏

に保管されていたように読み取れる。ところが、後半部分ではそれ

が否定されてしまう。すなわち米四五〇俵の代金(借用金)は元金と

して一〇〇両であつたこと、利息は一〇両につき米八俵と決められ、

返済は翌元禄八年の霜月中に米で行い、極月二〇日前後の相場で決

済することになつてゐる。このように元禄七年の預り米証文は、赤

尾村名主半三郎外六名のものが旗本大久保氏のために、翌年の年貢

米を抵当にして金子を借用した時のものであることがわかる。

書式上からみると、さきの借用金方式では差出入人の筆頭にあつた
家老の名前がなくなり、村方が金子借用行為の前面に出てきている
ことが注目される。さらにこの取引きについては、預り米証文から
一日後の同月二十五日付で、旗本用人大山源内の次のような証文が
あり、文書上は旗本の後日決裁となつていたこともわかる。

〔史料六〕

前金手形之事

一金百兩、此米四百五拾俵表書入、利足ニ金拾兩ニ付八俵ツ、之

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

半三郎殿

大山源内印

(林家文書No.五六三)

すなわち、この預り米方式はかなり村方の主導、あるいは慣例化
したものとして行われていたようみえるのである。第五表のNo.二、
三、六、九、一〇、一三がこの方式に相当し、一回の取引き金額が
大きいのが特徴である。また、金主の松木らは、備考欄の米の送先
が川越となつていることから、いずれも城下町川越の穀商人と考え
られる。

(イ) 前金壳渡し方式

この方式の証文は、現存の文書では元禄五年からみられるもので、
第五表からもわかるように、相手がいずれも赤尾村近在の金主であ
り、額も比較的小さいことに特色がみられる。いま一例を掲げると
次のとおりである。

〔史料七〕

壳渡シ申申ノ藏米之事

一金子拾兩ニ付藏米四拾五俵之直段ニ相定、金子弐拾兩為前金
と只今慥ニ請取申處実正也、此米合九拾俵來ル申ノ十月ニ者

不残急度相渡可申け、自然日損水損御座けとも、於此米ニハ遲々仕間敷け、為後日仍如件

元禄五年 申ノ二月十八日 赤尾村 売主半三郎印 同村 徳左衛門印

坂戸町 藤左衛門印

高倉村 勘左衛門殿

長三郎殿

(林家文書No.五六七〇)

この形式の証文の内容上の特色は、標題にも「売渡」ということが明記され、売却米価も具体的な数值が記されていることである。同じ蔵米を抵当にした金子調達方法であっても、(イ)の場合は借金に重点があり、(ハ)は蔵米の売却に重点をおいた証文のようである。

以上、残された証文に則して、未収納の蔵米を抵当とした旗本大久保氏の金子調達方法をみてきた。

これは、從来から研究されてきた旗本知行所の年貢納入方法の中で、どのように位置付けられるのである。蔵米に重点をおいて考えれば、年貢米の地払いということになる。一方金子調達ということからすれば、特に(ハ)の証文は、表面上は旗本が閑与せず、村方の名主・組頭層が旗本へ金子調達をする

第6表 旗本大久保氏前金請取証文一覧

No.	年月日	金額	対象年貢	米価 (10両二付)	出典
1	元禄6酉 12.28	20両	戊物成	43俵	No. 5625
2	元禄7戌 正 17	5	戊物成	43	No. 5676
3	元禄7戌 4. 朔	10	戊物成	43	No. 5642
4	元禄7戌 4. 12	20	戊物成	43	No. 5675
5	元禄7戌 4. 28	15	戊物成	43	No. 5647
6	元禄7戌閏5. 2	2	戊物成	43	No. 5687
7	元禄7戌閏5. 23	10	戊物成	43	No. 5658
8	元禄7戌 6. 18	10	戊物成	43	No. 5680
9	元禄7戌 7. 6	15	戊物成	43	No. 5655
(小計)		(107両)			
10	元禄7戌 12.28	50.1分	亥物成	43	No. 5661
11	元禄8亥 3. 2	10	亥物成	43	No. 5672
12	元禄8亥 4. 13	38	亥物成	43	No. 5643
13	元禄8亥 7. 11	10	亥物成	43	No. 5654
(小計)		(108両1分)			
14	元禄9子 7. 3	23	当暮物成	{13両ハ43俵 10両ハ42俵	No. 5646
15	元禄9子 7. 25	5	子物成	41	No. 5668
(小計)		(28両)			
16	元禄10丑閏2. 29	10	丑物成	42	No. 5710
17	元禄10丑 7. 11	10	(記載ナシ)	40	No. 5686
18	元禄10丑 7. 17	15	(記載ナシ)	40	No. 5635
(小計)		(35両)			

(出典の No. は林家文書の番号)

ために自らの責任において蔵米を前売りしているのだから、先納金が、どのようにして旗本に上納されたのかを、次にみておこう。
こうした問題を考えるためにも、前売金として村方に入った金子ともいえる。

赤尾村名主・組頭の名前で前売りされた蔵米の代金は、どのようにして旗本大久保氏の手にわたったのであろうか。このことを証する史料は「米前売金請取」「請取」あるいはこれに類似した標題をもつて、元禄六年以降多数残されている。それらを前売りされた年貢ごとにまとめたのが、第六表である。また、書式の一例をあげると次のようである。

〔史料八〕

請取

一金式^(一)拾両者、慥請取所実正也、右是者、來成ノ物成前売金也、
戌ノ暮ニ拾両ニ付米四拾三俵之直段ニ而、金本方^(アマ)可被申け、
為後日仍如件

元禄六年

酉ノ十二月廿八日

名主
半三郎方

(林家文書No.五六一五)

この種の証文は、第六表にみられるように四年分の年貢米(蔵米)

について、完全に残されているとは思えないが一八通現存している。そのほとんどの内容は、「史料八」に掲げたように、請取金額、抵当対象年貢、米価などを記した堅切紙のごく簡単な内容のもので、差出人は、旗本用人大山源内、また請取人も名主半三郎ですべて一致している。渡された時期(請取の年月日)をみると、前年の一二月から当年の七月頃までかなりの回数にわたっている。

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

この前金請取証文とさきの前売証文とを合わせてみると、ほとんど一致するものがない。このことについては確たる理由を見出せないが、おそらく名主半三郎のところで何んらかの操作が加えられていたものと思われる。次に紹介する前金請取証文(第六表のNo.一〇)は、こうした中で数少ない例外であり、さきの「史料五」元禄七年極月一四日付で松木市兵衛へ預けた蔵米四五〇俵の代金一〇〇両に関するものと思われる。

〔史料九〕

亥之物成前金請取之覚

一金五拾両壹分者、亥之物成為前金慥請取申所実正也、來亥ノ暮ニ拾両ニ付四拾三俵之直段ニ而金主方へ可相渡候、為其如此^(ア)、已上

元禄七年

戌ノ十二月廿八日

半三郎殿

(林家文書No.五六六二)

さきの証文によれば赤尾村へは一〇〇両が入っていた筈であるが、実際にこの時には五〇両一分しか旗本へは渡されていなかつたようである。同様の証文は前年元禄六年にもあり(No.五六一七)、この時は払米の不足から一〇〇両のうち五一両一分余の分が買納めに廻されている。渡された時期(請取の年月日)をみると、前年の一二月から当年の七月頃までかなりの回数にわたっている。

さて、この前金売という借金方法は一年間にどのくらいあつたの

第7表 元禄8年前金方利息金払覚

No.	相 手	本 金	利 息
1	川越町 平兵衛	100両	20両
2	青木村 宝生寺	30両	6両1分800文
3	高倉村 勘左衛門	30両	6両
4	かない村 勘助	20両	4両
5	野本村 又左衛門	10両	2両
6	高坂村 伝兵衛	20両	5両
7	坂戸町 源右衛門	10両	2両2分
	合 計	220両	45両3分800文

(林家文書 No. 5650 「亥ノ年前金ノ方利足金払之覚」より作成)

であろうか。第六表では元禄七年が一〇七両、元禄八年が一〇八両一分、元禄九年が二八両、元禄一〇年が三五両となっている。もちろんこれがその年のすべてではなかつたであろう。第七表は、元禄八年極月二八日に作成された勘定書から、その年の前売分の本金と利息を書上げたものである。

これによれば本金は二三〇両、利子は四五両三分余にのぼっている。さらにこの勘定書では、本金については金一〇両に付米四三俵の値段で決済し、利息は翌年の物成米から支払うよう指示されている。

このように、さきの第五表の前売証文には明記されていなくとも、ほぼ元金の一割にあたる額が利息として加算されているので、それを支払うためにまた前借りをするという複雑な経過をたどつていてある。

(2) 年貢収納時の払米

今まで述べてきたのは、年貢米の在払いの一形態ではあるが、実質的には年貢米を抵当に入れた借用金という性格が強いものであ

る。林家文書の中には数こそ少ないが、元禄九・一〇年に実際の年貢収納時における在払いとみられる史料が残されているので、以下これらを検討してみよう。現在判明するのは第八表の三例にすぎないが、文書の様式は次のようなものである。

〔史料一〇〕

丑ノ物成請取

一金八拾両鑓請取申所実正也、右是者丑ノ物成米払金也、但直段者金拾両印付
式拾五表替印也、為後日請取仍如件

元禄拾年丑ノ十二月十五日

大山源内印

半三郎殿

(林家文書 No. 五七〇七)

これは前項でみてきたものと同じように、旗本用人の物成の請取であるが、「丑ノ物成米払金」と明記され、時期的にみても前売りとは区別される。この場合、半三郎は払米を直接引請けたのか、他の穀商人との仲介に立ったのかは明らかでない。売買内容の特色をみると、前借りに比べ米価の変動が大きいこ

第8表 年貢収納期の在払い

No.	年 月 日	標 項	対象年貢	米 價 (10両二付)	代 金	俵 数	出 典
1	元禄9年11. 7	請 取	子 物 成	31俵	10両	31俵	No. 5673
2	元禄10年9. 7	丑ノ物成請取	丑ノ物成	34俵	10両	34俵	No. 5667
3	元禄10年12. 15	丑ノ物成請取	丑ノ物成	25俵	80両	200俵	No. 5707

(出典の No. は林家文書の番号)

とを指摘できる。しかも、金一〇両に付二五〇三四俵と、比較的高米価になつてゐるのである。これに先述した二割の利子を考えると、前売りをしないで収納時に在払いした方が、旗本にとつては有利であつたことと思われる。しかし、それにもかかわらず多数の前売証文が残されているということは、年貢米を収納してから売却するといふ、もつとも正常な方法をとることができない程に、旗本財政が逼迫していたことを意味しているのであらう。

(3) 年貢廻米

年貢米の收取方法としては、前述の前売りや在払いはやや異例に属するもので、大久保氏知行分の赤尾村でも現物納入・廻米が行われていた。第九表として掲げたものは、元禄七年から一〇年にかけての田畠物成納帳によつて、現物納入高を各年月別に集計したものである。この表に現われた数字は、すべて現物で領主のもとに送られたものだけが記されている。⁽⁹⁾ 第九表によると、廻米の時期は九月から翌年一・三月頃までで、そのピークは一一・一二月であつたことがわかる。また、廻米量は年毎にかなり変動し、一〇〇・三五〇俵の間である。輸送方法はこの表にはいちいち出していないが、納帳によると舟(「舟米」と陸路(「岡付」)が併用されていた。舟米は元禄七年一一月六日の例でいうと、一度に二五〇俵を積出しており、大量の廻米がなされている。これに対し岡付の場合は、三俵あるいは六俵宛という記載が多く、少量を馬の背などで運んだものと思わ

れる。ほとんどの場合一回の俵数が三の倍数になつてゐるので、一駄三俵であつたのだろう。

さて、これらの輸送経路であるが、舟米については元禄二年の次の証文が貴重な手がかりを与える。

〔史料一二〕

指上申御手形之事

一大久保勘三郎様御知行所(赤尾)あかお村巳ノ御年貢米五拾表(俵)、慥ニ
我等請取申所実正也、是ハ上乗なしニ我等請取、江戸御屋敷

第9表 年月別廻米量の変遷

年 月	元禄7戌	元禄8亥	元禄9子	元禄10丑
8				28俵
9	21俵			23
10	32	24俵	78俵	36
11	253	33	200	20
12	39	166	57	
翌1	3	3	4	
2	15	5	9	
閏2			7	
3				
4				
5				
6				
7				
計	366俵 内舟米2回 284俵	231俵 内舟米1回 120俵	355俵 内舟米2回 264俵	107俵 舟米なし

(各年「田畠物成納帳」より作成)

迄無相違相渡シ可申け、しせん何様之儀御座け共、我等尙明
可申け、為後日手形仍而如件(自然)

元禄二年巳ノ

鳥羽谷川岸
問屋佐次兵衛印

十一月廿四日
あかお村
半三郎殿
まいる

(林家文書No.五八〇二)

る。

これは鳥羽谷河岸の問屋佐次兵衛が、赤尾村の年貢米五〇俵を旗本大久保氏の江戸屋敷まで運送することを請負った証文である。鳥

羽谷は鳥羽井のことと思われ、現在は川島町に属し荒川右岸に位置している。この河岸については、元禄三年二月、「駿河国・伊豆国外関東八ヶ国所々御城米運賃改帳(抄)」〔『新編埼玉県史』資料編15〕にも「戸羽谷川岸」として記載されている。赤尾村からはやや距離があるが、ここまで陸路で運び一気に荒川を下つて江戸屋敷へ送ったのである。一方岡付については、送付先や経路のわかる史料がないが、村明細帳によれば江戸迄の距離は一四里であった。

なお、この田畠物成納帳には米以外にも第一〇表にみるように、餅米・糬・大豆などが若干記入されて

いる。この中では餅米の占める割合が大きく、少量宛岡付で運ばれるのが一般的であったようである。

以上のことにより、元禄期には前項までに検討した年貢米の前売りが盛んであったとはいえ、それに並行して旗本の直接消費用とみられる米穀が、水陸の運送手段によって廻米されていたこともわかる。

(4) 元禄一〇年分の年貢米勘定

これまで数項にわたって、断片的に残されてきた年貢米前売りあるいはその上納金請取、または年貢廻米の文書を類型的に集め、その中から旗本大久保氏知行所赤尾村の年貢納入のあり方を推察しようとしてきた。その結果、年貢米前売りや廻米の概況を把握することはできたが、相互の関連あるいは一年間の全体的な数量などについては不十分であった。ここで紹介しようとする文書は横長仮縫3丁のもので、表紙はなく、一丁目の最初の行に「目録」と書かれ、以下第一表のように項目別に年貢米の動きをまとめたものである。作成関係は、寅二月二三日に丑年分物成の勘定について、名主半三郎以下組頭一名が連署して報告しているが、宛名はない。まずこの「寅」年をいつにあてるか、すなわちこの文書の作成年代を推定しておかなければならない。名主半三郎が登場してくるのは、第四表の年貢皆済状の宛名欄からみて寛文一年(一六七一)以降である。その後の寅年としては、延宝二年、貞享三年、元禄一年の三つが

第10表 餅米等納高の変遷

年種別	元禄7年	元禄8年	元禄9年	元禄10年
餅米	41俵	5俵	45俵	11俵
糬	4俵	16俵	6俵	2分
大豆	1石5斗3升			
大金				

(各年「田畠物成納帳」より作成)

第11表 元禄10年分赤尾村年貢米勘定目録

No.	金額	俵数	名目(相手)	備考
1	50両	200俵	百姓石代金	
2	30	27	高倉村 勘左衛門	{10両 払6俵 勘左衛門 10両 払6俵 高坂 忠右衛門 10両 払15俵 飯能町 八左衛門} 判形は1口
3	130	166	川越本町 平兵衛	内30両ハ子ノ極月借り申け、別紙ニ御判形請取置申け
4	20	12	かな屋村 勘助	
5	10	6	野本村 又左衛門	
6	10	6	今泉村 善右衛門	
7	20	30	高坂町 伝兵衛	
8	10	6	坂戸町 源右衛門	
9	10	10俵1升	塙越村 七郎兵衛	右之米文左衛門小作致引取ニ留置申け
10	20	20	青木村 宝珠寺	右之米字兵衛方ニ相渡シ置申け
11	20	30	赤尾村 庄兵衛	※庄兵衛は組頭
12	20	30	同村 弥次右衛門	※弥次右衛門は組頭
小計	(350両)	(543俵 1升)		
13		20	阿久津助右衛門	是ハ家老切米
14		10	名主給	
15		27	半三郎取 ^印	是ハ夏中御扶持方ニ送申け
16		2	川越北町 平四郎	是ハ金子口入致申けニ付被下け
17		2	さいれい米	是ハ毎年まつり米被下け
18		3	山廻り給	
19		3	定使給	
20	80	200	御 払 米	是ハ坂戸甚右衛門ニ壳申け、此金ハ八拾両御地頭様へ納申け
21	10	30	御 払	賈主 右同人
22		150		是ハ江戸御屋鋪江送申け
23		40		同断
小計	(90両)	(487俵)		
合計	(440両)	1030俵1升		

(丑ノ御物成 1117俵1斗5升 上記払米合計 1030俵1升 残而 87俵1斗4升 百姓未進

林家文書 No. 2565 「目録」より作成)

考えられる。また第一表の一から一一の項目の右肩には、すべて「先殿様御判形取置申け」という注書がつけられている。すなわちこの文書は領主の交替、あるは代替りの時に作成されたものと推定されるのである。ところが、さきの三つの年号のいずれも代替りの可能性はなく(一「赤尾村と旗本大久保氏」の項参照)、結局この文書は、元禄一二年に大久保氏が知行替えされた時に作成された、その前年分の年貢米勘定目録であることが判明する。

さて内容をみていくと、項目一と一二と一三と二三との二つに大きく分けられるようである。

項目一と一二については、すべて「先殿様御判形取置申け」という注記があり、何らかの証文が大久保氏から出されていたことがわかる。項目一は百姓石代金とあるが、これは当村の年貢收取方法が村高に年貢率をかけて、形式上はすべて米で収納する方式であったために、畠方年貢を意味しているものと考えられる。この場合、畠方の年貢は一〇〇俵とされ、その石代金として金五〇両が上納されているので、換算米価は金一〇両に付米四〇俵となる。項目二以下は、今まで詳しくみてきた年貢米の前売りに相当するものである。取引相手は川越城下町および近村の穀商人と覚しきものであるが、項目一一・一二では村内の組頭庄兵衛、弥次右衛門などもみられる。この兩人は、元禄五年の持高が四〇石以上の有力農民である(前掲第三表)。ただこの項目二と一二の数値の中で従来述べてきたことと大きく異なるのは、米価が異常に高く、中には一両二一石

という数値までみられる。これが本来的な売払価格とはどうしても考えられず、知行替にあたっての勘定ということから特殊な事情が加わったものと推測される。

ついで後半の項目二三と二三を検討しよう。これらは、丑(元禄一〇年)の年貢納時期に現米で納められた部分である。内容をみると、項目一四の名主給をはじめ、さいれい(祭礼)米、山廻り給、定期給など村方への支出、さらに家老阿久津助右衛門には二〇俵の切米が渡されている。項目一六の川越北町平四郎への二俵は「金子口入」、すなわちさきに預り米方式の項でみたように、前売りの口入(仲介)人となっていたので、その謝礼として年貢米の中から支給されていたのである。項目二三と一九まで、これら諸給与分とみなされるものが合計六七俵にのぼる。項目二〇・二一は坂戸町甚右衛門への年貢納入時期の払米で、金一〇両あたり米二五俵から三〇俵の価格である。このうち項目二〇の売払いについては、前掲「史料一〇」が関連文書である。

一方、旗本江戸屋敷への廻米は、項目二二・二三の二件で都合一九〇俵にのぼっている。

いま、第一表をより簡潔にまとめると第一二表のごとくになり、赤尾村での一年間の年貢

第12表 元禄10年赤尾村年貢米構成

No.	名目	年貢俵数	構成比%
1	石代金	200俵	17.9%
2	前 払	343俵1升	30.7
3	米 売	230俵	20.6
4	廻 米	190俵	17.0
5	諸 給	67俵	6.0
6	未 進	87俵1斗4升	7.8
	計	1117俵1斗5升	100

(第11表より作成)

米の動きの大略を把握することができる。これによれば、前売りと払米の合計は全体の五〇%を超えており、一方、石代金も元来それに相当する現米が存在しないのだからこれを除外すると、さらに比率は六一・七%にも達する。一方、百姓の未進が八七俵余あるが、これは四ツ八分という高率年貢賦課に対する百姓負担の限界を示すものである。⁽¹⁰⁾

五 諸負担

いままで述べてきたところは、米を中心としたいわゆる本年貢についてであったが、実際にはこのほかにもさまざまな形態の負担が知行所農民にかけられていた。

(1) 小物成・現物納

まずとりあげられるものに、前掲第二表の元禄一一年三月の赤尾村田畠構成にみられる新畑六町五反余に課せられた鏢二〇貫余がある。赤尾村の場合、しばしば述べてきたように本畠については、年貢割付の上では米納（実際は石代納）されていた。しかし、この六町五反余は寛永二〇年（一六四三）に旗本大久保氏によって検地打出された新畠で年貢は直接錢納化されていたようである。また、同表にある野六町七反余に課せられた八両は、「武藏田園簿」にみられる野永四貫文がもととなっているものであろう。ともに大久保氏時代を通じて課せられたものと思われる。

このほか現物納の請取も一、三みられる。例えば、元禄三年の五月から六月にかけて真木一八五束、竹一六五本、はしご二丁が舟で届けられ、大山源内の請取状が残されている（林家文書No.五六六四「真木請取」）。ついで同年十二月には杉、栗丸太二一本が伝馬馬屋の道具として調達され、代金合三分が支給された（林家文書No.五六四五「覺」）。さらに元禄五年八月には、木綿一二端⁽¹¹⁾が調達され、代価は四貫一五〇文とされている（林家文書No.五七一二「覺」）。後者の二者については、一応の代価が定められているが、百姓の役負担であつたことには変わりはないであろう。断片的な史料とはいえ、木綿の場合などは当村の元禄期における生業の一端をうかがわせる貴重なものである。

(2) 夫役・夫錢

ついで夫役・夫錢についてみておこう。これについても断片的な史料であるが、延宝二年（一六七四）の出入に關する次のような文書が残っている。

〔史料一二〕

一十郎左衛門殿人馬多々遣被申ゆとて、惣百姓^(姓)旦那江訴状を以申上ゆ所^(シ)、我等共兩人内所^(隠)而訴状之通致穿儀ゆ、申所役等之儀^(ハ)間尤^(シ)存、訴状之通以後人馬一切出し申間敷ゆ、就夫十郎左衛門殿、惣百姓^(姓)くきもの^(シ)被思召、御^(無理)むりなる^(仇)あた被成ゆへハ、以後却而迷惑仕ゆ申ゆ、尤左有間敷事^(シ)

存けり、殊ニ郷中以後之儀、十郎左衛門殿万事御構有間敷け間、

若以後御非分成事と存け儀有之けへ、名主方へ申け而江戸

へ可中越けり、其節之穿儀ニ可及け間、其通御存可被申け、尤

我等爰元へ令在合け間如斯けり、以上

延宝式寅ノ年四月三日

阿久津助右衛門

赤尾村惣百性中

秀仁(花押)

名主半三郎殿

(林家文書No.五七二)

延宝三年

卯ノ九月廿四日

赤尾村名主半三郎方

惣百性中

(林家文書No.五六二九)

この文書は十郎左衛門という人物の人馬の遣い方がひどいので、

「旦那」(旗本大久保忠行)へ村方から訴え出たことに対する地頭所役人阿久津助右衛門の裁許手形である。非法を働いたとされた十郎左衛門について詳しいことはわからないが、「殿」付で呼ばれ、叮嚀な敬語が使われているところをみると、大久保氏の一族かとも思われる。この手形では、けつきよく村方の願出が全面的に認められ

「訴状之通以後人馬一切出し申間敷け」とされたのであつた。なお、これ以前のことについては、たとえば寛文元年(一六六一)の五人組法度書(林家文書No.三四九一)では、第二条目に「諸役伝馬以下中間ニテ高下なき様ニ可仕け事」と記され、現夫の調達が命ぜられていた。この延宝二年の裁許によって現夫の徵収は廃止され、以後は代錢納化されたものとみられる。翌延宝三年には、次のような部(夫)の錢の請取が残されている。

[史料一三]

部錢請取
(夫)

赤尾村御拝領高七百四拾九石、此部錢拾壹兩壹貫八拾三文慥ニ
請取申け、但百石ニ付壹兩式分ツ、也、為後日請取仍如件

阿久津助右衛門

秀仁(花押)

秀仁(花押)

赤尾村名主半三郎方

惣百性中

(林家文書No.五六二九)

すなわち、夫錢として高一〇〇石に付金一両二分の割合で、総計金一一両と錢一貫八三文が徵収されたのである。以後、夫錢に関する史料は残っていないが、当然負担は続いたものと思われる。

(3) 御用金・調達金

旗本知行所の本年貢以外のものとしては、御用金に代表される各種の臨時調達金もよくみられるものである。元禄期赤尾村の場合は、現存の史料からみると第一三表に掲げた三例が文書の表現上からはそれに相当する。これらはいずれも大久保氏の用人大山源内が差出した請取証文で、No.一、二のものには当主大久保忠行の裏書があり、「旦那入用」という文言と共に、これが大久保氏に徵収された臨時の用立金であることが確認できる。一例を示すと次のようである。

[史料一四]

第13表 御用金・調達金

No.	年月日	証文主	宛名	金額	利息	返済期	備考
1	元禄 6. 極 23	大山源内	半三郎	39両	2割 (2割5分)	(記載ナシ) 当暮	No. 5669 忠行裏書有 No. 5651 忠行裏書有 半三郎は青木村より借用
2	元禄 7. 正 10	大山源内	半三郎	20両			No. 5659 七之助は他借
3	元禄 8. 6. 25	大山源内	林七之助	8両	2割5分	極月10日前	

(備考欄の No. は林家文書の番号)

右之金者旦那御入用ニ付慥請取、則上ヶ申所実正也、此金江式割之利足加指引可被申け、為後日仍如件

元禄六年酉ノ極月廿三日 大山源内印

〔表書〕文之通無相違け、以上

〔大久保〕忠行印

この調達金は、第一三表からもわかるよう、いずれも二割から二割五分の利足がつけられ旗本にとつてもかなり厳しい条件であったようである。しかし管見の範囲では、返済に関する証文はみつかっていない。

一方、これらの金子を調達したのは第一三表で証文の宛名となつた人物だから、No. 1、2の場合には名主林半三郎、No. 3は半三郎の分家である林七之助であつた。この両名は、さきの第三表の説明からもわかるように村内ではぬきん出た高持百姓であるが、彼らとて自らの資金だけで調達したのではなか

預り申金子之事

合金三拾九両者 但江戸小判也

右之金者旦那御入用ニ付慥請取、則上ヶ申所実正也、此金江式割之利足加指引可被申け、為後日仍如件

元禄六年酉ノ極月廿三日 大山源内印

〔表書〕文之通無相違け、以上

〔大久保〕忠行印

この調達金は、第一三表からもわかるよう、いずれも二割から二割五分の利足がつけられ旗本にとつてもかなり厳しい条件であったようである。しかし管見の範囲では、返済に関する証文はみつかっていない。

一方、これらの金子を調達したのは第一三表で証文の宛名となつた人物だから、No. 1、2の場合には名主林半三郎、No. 3は半三郎の分家である林七之助であつた。この両名は、さきの第三表の説明からもわかるように村内ではぬきん出た高持百姓であるが、彼らとて自らの資金だけで調達したのではなか

つた。No. 2 の場合は隣村の青木村の金主(名前未詳)からまた No. 3 でも他借して旗本側の要求に応えていたのである。では、この他借といふのは實際にはどのような方法で行つたのであらうか。ここであげた三例とは直接結びつかないものであるが、前掲第五表の No. 1 四の例がひとつ手がかりとなる。全文は次のとおりである。

〔史料一五〕

壳渡シ申米之事

一御地頭為御用金前金ニ八両請取申所実正也、此米拾両ニ付キ直段四拾三俵ニ相定、御藏米三拾四俵壱斗四升八合、来ル子ノ極月十日前ニ不残急度相渡シ可申け、少も遅々仕間敷け、為後日前金手形仍如件

元禄八年亥ノ極月廿日

赤尾村
米元主 半三郎印

同村
請人 七之助印

高坂町
福田伝兵衛殿

〔林家文書 No. 五六七八〕

これは半三郎が「御地頭為御用金」調達のために藏米三四俵余を前売りし、金八両を請取つたものである。第五表の他の文書にはこうした文言はないが、後述するように藏米を抵当とした金融が広汎に行われていたことからすると、藏米の前売りと御用金の調達とは深い関係があつたものと思われる。

(4) 種借・旗本貸付金

この二つのものは、本来的にみれば村方の負担ではなく、かえつて旗本側が「善意」として村方に提供したものであるが、その運用の仕方によつて結果的には負担となる性格のものである。

種借は『地方凡例録』によれば、凶作の時などに翌年の作付のために穀種、麦種などを領主が農民に貸付けることで、普通は三割の利付で三年又は五年位の期間に返済することになつていた。種借の趣旨は勧農を目的としたものであつたが、こうした高い利子により、旗本貸付金とともに村方では一度借りてしまふと元金の返済ができず、毎年高い利子分だけをかろうじて返済するような状態が続いていたようである。⁽¹¹⁾ 林家文書には元禄二年から一〇年にかけて、種借や貸付金の利子返済の請取証文が多数残されている。これらのほとんどは断片的なもので全体像が判明しないが、幸い元禄三年分については第一四表に示したように一年分の利息の実態がわかる。これによれば三件合せて二四両四〇〇文にのぼり、村方の大きな負担になつていていたことであろう。

旗本貸付金について具体的な事例としては、天和二年(一六八二)極月一〇日の(林家文書 No. 5671 より作成)

名目	金額	備考
種借利息	14両500文	元金16両3分
連判金利息	4両900文	元金25両
二五両金利息	5両	
計	24両400文	

文書がある。これについては、同日付のものが一通残されている。一通は、八左衛門外一名が「御年貢ニ指遣イ」、一人四両二分から三分程宛、都合二三両一分を名主半三郎が請人となつて拝借したものである。利息は五両二分三〇〇文で年二割五分となり、借用証文の文言ではこの利子も含んだものが借用金額とされている。証文の宛先は阿久津助右衛門、岩佐三太郎、大山源内という三名の旗本家臣と、さらに「おつほねさま」すなわち旗本家中の女官となつていて、大久保忠行そのものは表面に出ていない(林家文書 No. 五七三〇「預り申金子之事」)。もう一通の借用証文は、八郎右衛門以下一名の組頭が半三郎を請人に立て連名で金二五両を同じ相手から拝借したもので、個人ではなく村としての拝借と思われる。利息の額は明示されていないが、翌年霜月には支払うことになつていた(林家文書 No. 五六二四「預り申金子之事」)。ともあれ、第一四表にある「連判金」とか「二五両金」などといふのは、こうした形での旗本貸付金であつたと思われる。

六 年貢収取と旗本財政の逼迫

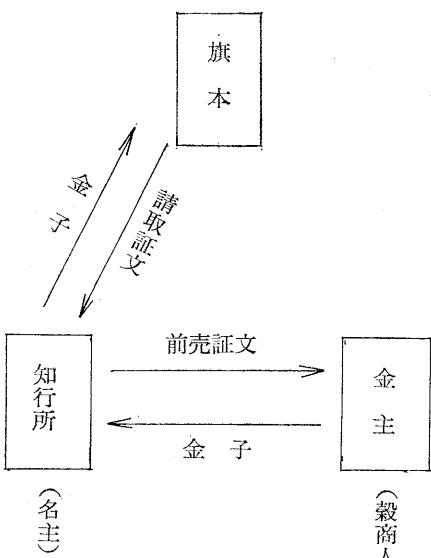
以上、元禄期を中心とする旗本大久保氏の赤尾村での年貢収取に関する史料を具体的に検討し、その特色をとらえようとしてきた。その結果は、一応次のようにまとめることができるのであろう。

①年貢の賦課方法は、あらかじめ数年間の年貢率を定めてしまう百姓年貢請負方式とでもいうものであった。

②年貢の納入方法は、多くの場合本年貢米の約三分の一程度を、収納時期にいたる前に前売りという方法で処分してしまるものであった。すなわち、これは年貢を抵当とした旗本の金子調達方法となつており、名主・村方が旗本と金主（多くは穀商人か）の間に立ち、実際の金子調達機能（年貢先納）を果たしていた。この関係を図示すると、第一図のようになる。

③本年貢以外の諸負担においても、夫役の代錢納化をはじめ金子による徵収が一般化し、貨幣經濟の浸透が著しくみられた。

④そして、これは本論ではほとんどふれられなかつたことであるが、①と②の特色とは無関係ではなく、②のような形で年貢の前売りをするには、①のような方法によつて概算でもよいから、次年度



第1図 年貢米前売りの仕組

の年貢額が定められていることが必要であつたとみられる。では、このような年貢収取の特色は、どのようなことが原因となつて生じていたのであらうか。年貢米の前売りということが、実質的にみれば年貢の先納という結果になつてゐるのであるから、当然のことながら旗本大久保氏の財政との関係が考えられる。次にこうした観点からみて非常に興味深い、旗本用人大山源内の書状を紹介しておこう。

〔史料一六〕

尚々、正月掛御目、万々可申入け、川越百両元金請取、去年分御持參可被成け、当年分之御請取と引かへ可申け、以上

飛札披見申け、弥以其元別条無御座け由、珍重ニ存け、爰元屋敷中無恙け間、可御心安け

一前金四拾両御越け、則御判形之御請取被遣け、御請取可被成け

一種借シ分之金六両、式拾五両金之利足之請取ハ、春ニ成貴殿請取拙者方々遣申け間、左様ニ御心得可被成け、御隠居様へ則上ヶ申け

一川越百両ノ請取、内所ヘ八拾俵之利足之請取ハ、春ニ成貴殿御越け刻可遣け段御申故、遣不申け、正月中御越け砌遣可申け

一前方拾兩壹分之前金分、今度四拾両被遣け、合五拾兩壹分々

御請取、慥飛脚（トシタツ）相渡（ハシマサニ）間、左様（カミナリ）御心得可被成（ヒカル）、扱々（ハラハラ）當暮（トガム）へ豊田（ヨウタ）而も御用金不足、此方（カミナリ）而も御藏米書入調不申（シテハシマス）い而、諸事一円（イチエン）不埒（ハラシ）而（ハシマサニ）故、扱々難義申（ハシマサニ）間、正月御札（カミナリ）御出之節、必々四五両も御持參可被成（ヒカル）由御意申（ハシマサニ）間、左様（カミナリ）御心得可被成（ヒカル）、取込（ハシマサニ）故、早々以上

十二月廿八日

大山源内

正頼(花押)

半三郎殿
御報

(林家文書No.八七八三一二)

この書状は年末詳であるが、年末の慌しい時に書かれたものである。書中「前金四拾両」「川越百両」などの年貢米前売り金、さらには種借の利子などの受渡しについて詳しく記している。また多摩郡の知行所「豊田（ヨウタ）而も御用金不足」と、他知行村との関連もうかがえる。そして最後には、このような財政不如意なので、正月の年頭御礼の時には四、五両必ず持參するようという要請で書状は結ばれています。

六月十八日

大山源内

正頼(花押)

半三郎殿
御報

(林家文書No.八七八三一三)

由、尤（ハシマサニ）存（ハシマサニ）、併貴殿御調（ヒカル）成申間敷と御申（ハシマサニ）ても、旦那（ハシマサニ）者左様（カミナリ）ハ不思召（ハシマサニ）、何分（ハシマサニ）も御調可成様（カミナリ）思召（ハシマサニ）、被越（ハシマサニ）金子（ハシマサニ）而（ハシマサニ）ハ中々払（ハシマサニ）たり不申（シテハシマス）間、隨分と御調（ヒカル）様（カミナリ）可被成（ヒカル）由、御意（ハシマサニ）、毎年と申ながら、今年ほと払（ハシマサニ）こまり（ハシマサニ）事無（ハシマサニ）、隨分と相調（ハシマサニ）様（カミナリ）被成可給（ハシマサニ）、賀右衛門之□相納（ハシマサニ）迄、其元（ハシマサニ）置可被成由、尤（ハシマサニ）存（ハシマサニ）

一柳・よし・竹去ル十五日（ハシマサニ）舟着申、則請取舟頭へ相渡シ申（ハシマサニ）、柳（ハシマサニ）また其元（ハシマサニ）可有御座（ハシマサニ）と思召（ハシマサニ）、先年參（ハシマサニ）柳之三ツ壱（ハシマサニ）而（ハシマサニ）無御座（ハシマサニ）、其上束（ハシマサニ）もちいさく、くわはんめちかい（ハシマサニ）問、定而（ハシマサニ）いた其元（ハシマサニ）可有御座（ハシマサニ）と御意被成（ハシマサニ）、水氣次第（ハシマサニ）残も可被越（ハシマサニ）由御意（ハシマサニ）、隨分と御用金御調可被成（ハシマサニ）由御意（ハシマサニ）、猶期後音之時（ハシマサニ）、恐々謹言

〔史料一七〕

尚々、其元別条無之珍重（ハシマサニ）存（ハシマサニ）、御用金之儀、先書（ハシマサニ）申通（ハシマサニ）、以上

飛札披見申（ハシマサニ）、暑氣甚御座（ハシマサニ）得共、弥御無事御座（ハシマサニ）由、珍重（ハシマサニ）存（ハシマサニ）、爰元弥別条無之（ハシマサニ）間、可御心安（ハシマサニ）、御用金拾両御越（ハシマサニ）則御請取遣申（ハシマサニ）、外（ハシマサニ）調無之（ハシマサニ）付、組中へ調（ハシマサニ）様（カミナリ）被申渡

これも年末詳であるが、旗本財政の苦しくなる夏六月のものである。この書状で注目されるのは、御用金一〇両を送金したあと、名主林半三郎がこれ以上との金子調達はできないので組中でどうにかするといったことに對し「貴殿(半三郎：筆者注)御調（ヒカル）成申間敷と御申（ハシマサニ）ても、旦那(旗本大久保氏)（カミナリ）者左様（カミナリ）ハ不思召（ハシマサニ）」という表現である。これは、知行所名主林家の金子調達能力に對する絶大

な信頼、とりようによつては一種の強迫ともいえるものである。さらには「毎年と申ながら、今年ほど払(因)こまりゆ事無之け」という泣き落しに近い表現もみられる。後半は、葭、竹などの小物成納入に関するものである。

これら二通の旗本用人大山源内の書状によつて、当時の大久保氏の財政状況はよく理解できる。年貢米を前売りし、その分をあらかじめ名主半三郎を通して前借する金子調達方法が、いつ頃から始められたのかは明らかでないが、こうした財政逼迫によつて恒常化されていったのである。年貢米の前売りは、一度実施してしまえば断ち切ることができない性格のものである。また、前売りというものは、さきにもみたようにほぼ二割程度の利子を支払わなければならぬから、それだけで旗本の年貢収入は減少してしまう。さらに、払米価格を考えると、旗本が手元に年貢米をかかえておいて、米価の動向をみながら売却すると、この点でも大変不利であった。

さて、こうした年貢米の前売りという方法は、大久保氏知行所赤尾村にのみ特有なものであつたのであろうか。決してそうではなく、次に管見の例を三つほどあげておこう。

事例一 多摩郡蓮光寺村(現多摩市)などを知行した旗本天野氏の場合には、元禄一〇年(一六九七)一二月に、翌年の歳米で勘定する条件で、野津田村(現町田市)与兵衛から金一八両三分を借りている。この時の証文の標題は「請取申藏米前金証文之事」とあるが、旗本

用人が直接の金子請取人となり村役人が連署しているので、赤尾村の年貢米前売りの三類型のうち(1)借用金方式に近いものであろう。

事例二 幡羅郡江袋村(現妻沼町)などを知行していた旗本細井氏は、元禄一四年一二月に江袋村作左衛門を通してある金主(人名未詳)から、年貢米を抵当に金七兩を借りうけ、金主への手形は作左衛門から入れるよう命じてある。旗本がこうした指示をする事例は赤尾村の場合にはみられないが、年貢米、用立金、金子証文の実質的な動きは、前掲第一図に示した年貢米前売りの場合と等しいと考えられる。⁽¹³⁾

事例三 やや時代は下るが、上野国群馬郡渋川村(現渋川市)などを知行していた旗本小笠原氏は、享保七年(一七二二)五月に知行所の年貢の管理をすべて渋川村の勘右衛門と庄蔵に任せ、兩人から仕送りをうけるような定書をとり替した。また翌年の二月には、その年の年貢米で返済する条件で、青木勘右衛門から三三三両の大金を借り受けている。⁽¹⁴⁾ 同様に知行所の年貢米を抵当にして月々賄金の仕送りをうける例は、享保一一年正月の上野国多胡郡神保村(現多胡郡吉井町)などを知行していた旗本溜口氏の場合にもみられる。⁽¹⁵⁾

以上のような事例からすれば、本稿で紹介したような年貢米を抵当とした旗本の金子調達方法は、元禄期の赤尾村にのみ特有なものではなく、かなり一般化した事例といえる。

このようにして、旗本層の経済的不如意から始まつたとみられる年貢米を抵当とした金子調達方法は、赤尾村の場合には旗本と村落

第15表 家老阿久津助右衛切米前売り

No.	年月日	標題	相手	金額	決済方法など	出典
1	延宝5.閏12.26	預り申金子之事	水村甚左衛門	12両	来午極月中、赤尾村藏米之内我等切米、其時之相場、証人林半三郎	No. 2690
2	元禄3.正29	前売金手形事	半三郎	1両2分	我等午年分米43俵相場前売	No. 5713
3	元禄4.7.晦	金子手形之事	半三郎	1両	当未我等米前売、直段45俵	No. 5632
4	元禄6.6.朔	金子借用手形之事	半三郎	1両	当暮米5俵半、あるいは金子	No. 5641
5	元禄7.閏5.3	米前売金手形之事	半三郎	4両2分	当10月我等米20俵(4斗入)前売	No. 5637
6	元禄7.12.24	米前売手形之事	半三郎	{3両1分 1貫文}	来亥年分我等米20俵之内15俵前売	No. 5639
7	元禄9.5.15	毎壳金請取	半三郎	1両	当10月我等給分20俵之内10両43俵替	No. 5677
8	元禄10.4.26	毎壳金手形之事	半三郎	3両	当丑我等給米之内12俵3升前売	No. 5688
9	元禄10.7.26	米壳金請取	半三郎	1両2分	当丑我等米10両ニ付40俵ニ而前売	No. 5663

(出典欄のNo.は林家文書番号)

の間だけではなく、家臣団と村落の間でも行っていた。次の史料は、家老阿久津助右衛門の切米前売り証文である。

〔史料一八〕

前売金手形事

一金壱兩式分ハ、我

等午ノ年分米、四

拾三俵相場ニ前売

渡シ申、右ノ金隨

ニ請取申け、為其

前売手形仍如件

元禄三年

午ノ正月廿九日

阿久津助右衛門印

半三郎殿

(林家文書No.五七二三)

阿久津助右衛門は、

前掲第一表にみられ

るよう、赤尾村の年

貢米の中から二〇俵の家老切米を支給されていたが、この場合は、その中から金一両二分分だけ前売りをしていたことがわかる。こうした内容の証文をまとめたのが第一五表である。延宝五年(一六七七)

の場合は、赤尾村の林半三郎が証人となつて城下町川越の水村甚左衛門から一二両という大金を切米を抵当に借用した。元禄三年以降こうした証文が数多く残されるようになるが、毎年切米の半分位は

前売りされていたようで、金主はすべて名主半三郎であった。このほかに単純な借金証文もかなり残されているので、当主のみでなく家

臣団の経済も知行所有力農民に依存する形になつていていたようである。

このように年貢米を抵当とした金子調達方法はさらに一般化され、農民間の金子貸借にも応用されていった。次にその証文の一例を掲げる。

〔史料一九〕

〔端裏書〕

前売金子手形之事

合金子壱兩式分ハ

但江戸小判也

一是ハ亥ノ御年貢ニ相詰リ借り申所実正也、但右之金子ハ四拾

三俵前売金直段ニ相定申け、來ル極月ニハ右之金子之代程御

勘定次第急度相済可申け、若済兼申けハ、何様之しち物成

共御取可被成け、少も御恨ニ存間敷け、為後日仍而手形如件

元禄八年亥ノ極月廿三日

赤尾村

林半三郎殿

借り主喜太夫印

第16表 農民間での米前売証文一覧

No.	年月日	標題	売主	買主	金額	決済方法など	出典
1	元禄 7. 2. 5	売渡し申戌ノ前金手形	赤尾村三郎兵衛	半三郎	2両2分	来10月中米10俵7分半、10両ニ付43俵	No. 5743
2	元禄 7. 極 22	売渡シ申前金手形之事	鯨井村八右衛門	半三郎	5両	来霜月20日前、10両ニ付43俵	No. 5740
3	元禄 8. 極 23	前売金子手形之事	赤尾村善太夫	半三郎	1両2分	来極月、43俵直段	No. 2685
4	元禄 9. 極 28	前金手形之事	源右衛門	半三郎	10両	来丑霜月20日以前、10両ニ付43俵	No. 5734

(出典欄の No. は林家文書番号)

証人兵左衛門印

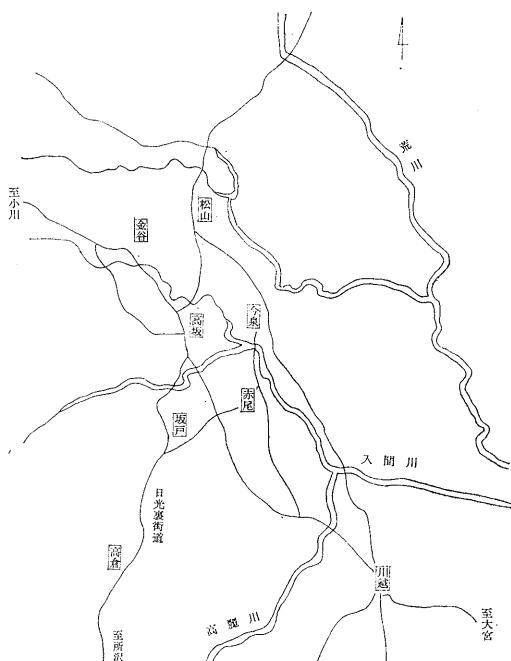
(林家文書No.二六八五)

赤尾村の喜太夫は、金一両二分を林半三郎から借用し、その返済は翌年十二月に(一〇両に付)米四三俵の値段で決済することになっていたことがわかる。同様の証文は、証文が現存しているものだけでも第一六表のように四例ほど知られる。

さらに、林半三郎は旗本大久保氏に替り蔵米の前売りをしていたのみでなく、蔵米の買入れを行っていたことも知られる。買入れについては、

年未詳の子正月一七日付の証文(林家文書No.二六五七「売渡シ申米之事」)のよう、林半三郎が坂戸町伊兵衛、市郎右衛門から蔵米五四俵余を二〇両で前買いしている例がある。とにかく、これらの事例をとおして、当時、米を抵当にした金子調達方法がかなり広範囲に展開していたことが想定されるのである。

さて、旗本知行所の年貢米が近隣の商人に前売りされるということは、とりも直さず年貢米がそれらの商人に在払いされるというこことを意味しており、ここで述べた農民間での米を抵当とした金融とともに、地域社会での米の流通を促進することになる。前掲の第五表を中心に、関係した商人の居住地を図示すると第二図のようである。なんといっても主体となるのは、赤尾村から三里程の距離にある城下町川越であった。延宝期にみられた水村甚左衛門をはじめ商人の数、取引量も多い。それついでは高坂町の福田伝兵衛や坂戸町の源右衛門など、八王子と日光とを結ぶいわゆる日光裏街道の町場があげられる。これらはその土地での消費だけでなく、さらに西



第2図 年貢米前売り商人の分布

方に続く山地・丘陵地帯へ米を供給する役割も果たしていたであろう。

まとめにかえて

本稿は、林家文書の整理作業に参加した過程で、たまたま折紙に書かれたかなり時代の古い旗本用人の書状（史料一六・一七）、元禄期のものと推定）を読んでいて興味をひかれ、関連文書を一応とりまとめてみたものである。その結果、旗本財政の逼迫からくる年貢米の前売りという興味深い事象を摘出することはできたが、いまだ整理が不十分であり、特に知行所農民の動向については史料上の制約もあり、ほとんどふれることができなかつた。また、こうした旗本大久保氏の仕法を可能とさせた城下町川越を中心とする地方米穀市場が元禄期にどのような形で存在したのか、という問題についても、関連史料の精査によつて今後明らかにしていかなければならぬであろう。

注

- (1) 埼玉県立文書館収蔵文書目録第二二集『林家文書目録』
- (2) 『新訂寛政重修諸家譜』第一卷三四九頁
- (3) 赤尾村の概況については、『林家文書目録』の解説を参照していただきたい。
- (4) 前掲『林家文書目録』解説一〇頁で、村高だけからみて赤尾村を在地支配の拠点と推定したことは訂正しなければならない。多摩郡豊田村は明治維新まで、一貫して大久保氏の知行地であった。『日野

市史史料集近世2』では豊田村に関する史料を多数収録しているが、本稿で対象とする時期のものは含まれていない。なお『新編武藏風土記稿』の豊田村の項によれば、善生寺は大久保忠良が寛永二年（一六四四）に死去した娘のために建立した寺院で、さらに慶安五年（一六五二）には若宮社も建立され、村内の神仏の整備を主体的に行つていたことが知られる。

(5) 当初、この組の構成を五人組とも考えたが、貞享五年（一六八八）二月の「五人組之覚」（林家文書No.一〇九二）によれば、組数は一七で全て五人宛の組合せとなつており、この元禄五年の組とは大分異なるようである。

(6) 前掲『林家文書目録』巻末の参考史料No.一六「林家本家記録帳」（系図）による。

(7) 元禄五年の田畠高名帳では半三郎の重複分を除くと、総戸数は七四軒であるが、元禄一年の村明細帳では本百姓八四軒、水呑一一軒と都合九五軒としている（前掲書参考史料No.六）。この相違については未詳である。

(8) 神崎彰利氏「旗本領の構造」（『関東近世史研究』第一二号）によれば、寛文以前知行宛行の旗本領年貢賦課は厘取りが原則であつたといふ。しかし、赤尾村のように、数年間の年貢率をあらかじめ定め、百姓が請負ってしまうのはやや特殊な例に属するようである。

なお、旗本大久保氏が同時代に他の知行所で発給した年貢割付状は、いまだみる機会を得ないが、元禄地方直しで赤尾村の替地として与えられた都筑郡岡上村（現川崎市）の元禄一年の年貢割付状は様式を一変している。すなわち、田畠地種ごとに反取、引高を明細に記し、関東幕領で一般的に用いられた検見・反取り法の年貢割付状となつてゐるのである。差出者は、山口紋右衛門と大山源内の連名である（『神奈川県史』資料編8近世（5下）二七七～二八〇頁）。知行替えがあつたとはいえ、年貢收取の基本文書のこうした急激な変化はどのような理由に基づくものであろうか。

(9) 四年分の田畠物成納帳で、元禄七年のものだけに「赤尾ニ而払米」が二件、四八俵記されているが、これは第九表から除外されて

いる。

(10) 元禄一〇年の年貢率は、元禄一〇年七月二十五日の「百姓請負之上差紙」(林家文書No.五六二六)による。なお、第一表の数値が一年間の年貢米の総量を示しているかどうかは、次のような計算によつて妥当と考えられる。すなわち知行高は七九七・一七一石であり、

これに年貢率四ツ八分をかけると取高は三八二・六四二石となる。年貢米は一俵三斗五升入で勘定しているので(元禄二年村明細帳)、その俵数は一〇九三・二六三俵である。第一表の合計高一一二一七俵余とは約二四俵の差があるが、これは口米などに相当するのであろう。

(11) 近世前期の旗本知行所で、種借について比較的連続的な史料が残つてゐる例として、足立郡沼影村(現浦和市)などを知行していた宮崎氏の場合がある。宮崎氏の年貢收取については、拙稿「近世前期旗本知行所の年貢—武州足立郡沼影村の場合—」(『浦和市史研究』第二号)を参照いただきたい。

(12) 安澤秀一氏『近世村落形成の基礎構造』五〇六~七頁
(13) この時の証文の全文は、次のとおりである。

〔端表書〕
元禄十四年金証文御地頭所様

証文之事

金子合七兩者

新小判也

右是者、殿ノ御用付、預り申所実正也、當以御物成、霜月中ニ者急度返済可申レ、金主方江者其方々手形相渡被申付、為念仍如件

元禄十四年

巳十二月日

松下十郎兵衛印

江袋村

作左衛門殿

〔表書〕
表書之通、相違無之者也

細井金五郎印

元禄期旗本知行所の年貢(重田)

(埼玉県立文書館収蔵長嶋家文書No.一七三七)
この中で、一二月に証文を出し「當以御物成、霜月中」に返済するというのは、ちょっと意味が不鮮明であるが、一応、翌年霜月中と理解しておきたい。

(14) 『群馬県史』資料編13、近世5、三一頁
『群馬県史』資料編9、近世1、三九~四〇頁